

## スマートフォンの契約トラブルの相談が多く寄せられています！

様々な機能を持ち合わせる便利なスマートフォンは、近年急速に普及し、年代を問わず多くの人々が利用する身近なものとなりました。しかし、一方で、複雑な料金体系やオプション加入等に関する契約トラブルの相談も多く寄せられています。

### 主な事例



**不要なオプションを複数契約してしまい、料金を請求された！**

スマートフォンの契約時に、「複数の有料オプションに加入すると、機種代金が割引になる。オプションは無料期間内に解約すれば費用の負担はない。」と強引に勧められ、複数のオプションも契約したが、翌月の利用明細を見ると**有料オプション料を請求**されていた。

不審に思って販売店で確認すると、無料期間はオプションごとに異なっており、一部は無料期間を過ぎて有料となっていた。



**無料と思っていた付属用品が実は有料だった！**

機種変更の際に、Wi-FiやSDカード等の付属用品を契約した。契約時には、無料のような説明だったが、**契約後に有料である**ことが分かった。



**不具合が原因の解約のため解約料金を支払いたくない！**

スマートフォンが熱くなる不具合があり、保証サービスを利用して修理してもらったが、再び同じ症状がでた。**解約を申し出ると解約料を請求された**が支払いたくない。

スマートフォンの契約トラブルに関するアドバイスは次のページへ



# スマートフォンの契約トラブルアドバイス

## ☑ 契約内容を十分確認しましょう!

スマートフォンの契約内容は非常に複雑で、消費者がよく理解しないまま契約し、トラブルとなるケースが多く見られます。契約時には、**料金体系や解約条件等について納得がいくまで説明を受け、書面でも十分確認しましょう。**また、**契約書面は必ず保管しておきましょう。**

## ☑ オプションの必要性をしっかりと検討しましょう!

複数の有料オプションを契約することで端末代金が割り引かれることがあります。契約時にはその必要性をしっかりと検討しましょう。

オプションの種類によって**無料期間が異なる場合や、解約手続が難しいものもあります。**無料期間内に解約するつもりでオプションの契約をする場合は、事業者の連絡先、無料期間、解約方法・条件等について確認しましょう。契約後も不要なサービス加入や不明な支払いがないかを**定期的に利用明細などで確認**しましょう。



# コンビニ収納代行を悪用した手口が増えています!



「有料サイトの利用料金が未納。支払わないと法的手続きを取る」等のメールが突然届いたことはありませんか。

このような架空請求では、**業者が消費者に「支払番号」を伝え、コンビニの店頭でその番号を使って料金を支払わせる手口が増加**しています。

支払ってしまったお金を取り戻すことは非常に困難です。根拠のない請求は無視し、相手には決して連絡しないようにしましょう。

万一、相手から「支払番号」を伝えられ、支払いを求められても、決して支払わないようにしましょう。

【県民生活部県民生活課】

**このようなトラブルにあった場合は、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう!**

## 急増! 還付金等詐欺の電話に注意!!

今年の4月以降、**還付金等詐欺の被害が急増**し、8月末現在の認知件数は**267件**、昨年と比べると**191件の増加**となっています。

還付金等詐欺は、自治体職員を騙って「医療費の還付金があり、ATMで手続きできます。お取引のある金融機関はどこですか?」などと電話があります。その後、金融機関の職員を騙る別の人物から電話があり、「還付手続の操作方法をお伝えしますので、ATMに着いたら連絡してください」などと言ってATMへ誘導し、**振り込み (=送金)** させる手口が増えています。

**注意!!** ATMで還付金の手続を行うことは絶対ありません!  
このような電話は「詐欺」ですのでご注意ください!



【警察本部生活安全総務課】

**警察相談専用電話 [#9110] にご相談ください!**

# 消費者教育推進フォーラムを開催しました!

学校教育の現場において、より一層消費者教育に取り組んでいただくため、教職員による消費者教育の取組事例の紹介及び大学教授の講評・講演を内容とした消費者教育推進フォーラムを開催しました。

当日は、教職員を始め、消費生活相談員、弁護士、司法書士、消費者団体など、消費者教育に関心の高い方々にご参加いただきました。

今後も消費者教育研究校の指定、教員情報提供紙「あいち消費者教育レポート」の発行、当フォーラムの開催等を通じて授業での取組事例を幅広く紹介し、学校教育における消費者教育推進の支援を行っていきます。



## ● 高等学校・特別支援学校消費者教育推進フォーラム (H28.7.25) ●

平成27年度の消費者教育研究校の先生方による取組事例の紹介では、限られた時間の中で消費者教育を実施するための工夫、使用した教材、生徒の反応、成果等のお話がありました。

**椋山女学園大学現代マネジメント学部東珠実教授**による講演では、「消費者市民社会」の実現のために学校に求められる役割や、「消費者教育の体系イメージマップ」等を活用した教育の重要性についてのお話がありました。

## ● 中学校・特別支援学校消費者教育推進フォーラム (H28.8.1) ●

消費者教育の取組事例の紹介では、受験期の生徒を対象に消費者教育を実施する上での課題や、ネットショッピング疑似体験を活用した授業の紹介がありました。**岐阜大学教育学部大藪千穂教授**による講評では、学校で消費者教育に割くことができる時間が短いという課題について、消費者教育を様々な教科に組み込んで実施することが有効であり、併せて多くの先生方に消費者教育の意義と役割を伝えることが大切であるとお話がありました。

※詳細は<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/education/citizen.html>をご覧ください。

【県民生活部県民生活課】

# Let's エコアクション in AICHIを開催します!

地球にやさしい身近な環境配慮行動「エコアクション」※を実践していただくため、県民参加型の環境イベント「Let's エコアクション in AICHI」を開催します。 ※(例) ごみの分別、公共交通機関の利用、地産地消の消費行動等

**日時** 平成28年11月19日(土)・20日(日) 午前10時～午後4時

**場所** アスナル金山など金山駅周辺

**内容** 大村知事×堀ちえみさんのトークショー  
安田大サーカス団長安田さんによるトークショー  
ガチャピン&豆しばエコステージ  
NPO・企業などによる展示・ワークショップ・物販など

**問合せ** 環境部環境活動推進課 ☎ 052-972-9011



堀ちえみ



グリーン  
キャラ  
プロジェクト  
ガチャピン&豆しば



安田大サーカス  
団長安田

【環境部環境活動推進課】

# ふぐによる食中毒に注意しましょう!

これからの時期によく食べられる「ふぐ」ですが、**食中毒には気をつけましょう。**

釣ったふぐを自分でさばいて食べたことによる食中毒が全国で毎年のように発生しており、中には死亡してしまう事例もあります。

釣った「ふぐ」は絶対に自分でさばいて食べないようにし、**専門のふぐ処理師が処理したものを食べましょう。**

※愛知県ではふぐ処理師試験を行って、ふぐの専門的な知識・技能を持つ人にふぐ処理師免許を交付しています。



手洗い犬ゴッシー

【健康福祉部生活衛生課】

# 金融経済講演会を開催します!

あの『女性の品格』の  
 著者坂東眞理子さん  
 のお話を聴いてみま  
 せんか?



**日時** 平成29年  
 1月13日(金)  
 13時30分~15時

**場所** ウィルあいち4F  
 ウィルホール(名古屋市東区)

**演題** 品格ある生き方のために~くらしの経済学~

**主催** 愛知県金融広報委員会、名古屋市

**定員** 約500名(先着順) 要申込み

**申込み方法** ①氏名 ②郵便番号・住所 ③電話番号  
 ④参加人数(代表者を含む人数)を明記のうえ、  
 FAX、メール又はハガキによりお申し込みください。

※参加の決定は「参加証」の発送を持って代えさせていただきます。  
 「参加証」は当日必ずお持ちください。

**【申込み・問合せ先】** ※申込み受付は11月11日以降

愛知県金融広報委員会(県民生活部県民生活課内)

☎052-954-6603 FAX052-961-1317

Eメール aichi@shiruporuto-ne.jp

HP <http://www.aichi-kinyukoho.com/>



**入場  
無料**

# 消費者教育・啓発用映像教材を貸出します!

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関する映像等の教材(DVD)の貸出を行っています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会などで是非ご活用ください。



**【申込み・問合せ先】**

県民生活課消費者教育・啓発グループ ☎052-954-6603

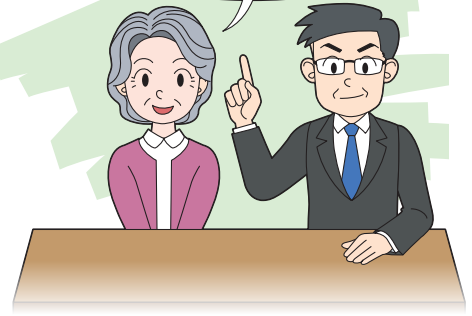
**教材リストはこちら** → <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000032843.html>

# 11月は「愛知県多重債務者相談強化月間」です

相談して良かった!

弁護士、司法書士、相談員が多重債務問題解決のお手伝いをします。

返しきれない借金等は、お一人で悩まず、下記の相談窓口へご相談ください。



\*暮らしのお役に立ちます\*  
 消費生活相談窓口のご案内

消費者ホットライン  
 (身近な相談窓口につながります。)

☎188(いやや!)

愛知県

- 愛知県消費生活総合センター ☎(052)962-0999
- 尾張消費生活相談室 ☎(0586)71-0999
- 海部消費生活相談室 ☎(0567)24-9998
- 知多消費生活相談室 ☎(0569)23-3300
- 西三河消費生活相談室 ☎(0564)27-0999

※平成28年4月1日から東三河広域連合が消費生活相談業務を開始したことに伴い、東三河消費生活相談室及び新城設楽消費生活相談室の消費生活相談業務は、平成28年3月末日をもって終了しました。

市町村

※原則それぞれ市町村にお住まいの方を対象としています。

- 東三河消費生活総合センター ☎(0532)51-2305
- 東三河消費生活豊川センター ☎(0533)89-2238
- 東三河消費生活蒲郡センター ☎(0533)66-1204
- 東三河消費生活田原センター ☎(0531)23-3818
- 東三河消費生活新城センター ☎(0536)23-6260
- 名古屋市消費生活センター ☎(052)222-9671
- 岡崎市消費生活センター ☎(0564)23-6459
- 一宮市消費生活相談窓口 ☎(0586)71-2185
- 瀬戸市消費生活センター ☎(0561)88-2679
- 知多半田消費生活センター ☎(0569)32-2444  
 (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町)

- 春日井市消費生活センター ☎(0568)85-6616  
 (市民活動推進課)
- 豊田消費生活センター ☎(0565)33-0999
- 安城市消費生活センター ☎(0566)71-2235
- 西尾市消費生活センター ☎(0563)65-2161
- 犬山市消費生活センター ☎(0568)61-1800
- 小牧市消費生活センター ☎(0568)76-1119
- 大府市消費生活センター **新設** ☎(0562)45-4538
- 尾張旭市消費生活センター ☎(0561)53-2111

お気軽に  
 ご相談下さい



歩きスマホは危険です!

発行/愛知県県民生活部県民生活課 ☎(052)954-6603 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2  
 発行月/平成28年10月  
 「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。